

## 議案第45号

### 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(指定管理者となることができない法人等)</u></p> <p><u>第2条の2 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に 関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する 委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、 子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、 副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理 事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任 している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定 管理者になることができない。</u></p> <p>(選定基準)</p> <p>第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の<u>指定管理候補者</u>を選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(選定基準)</p> <p>第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の<u>指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）</u>を選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。